

和歌山県内の関係事業者の皆様へ

～ 令和2年4月1日から、騒音・振動・悪臭についての
規制のしくみが変わります ～

地方自治法や環境基本法の趣旨を踏まえ、平成30年度から令和元年度にかけて、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく告示や、県公害防止条例（以下、「県条例」といいます）等の改正を行っています。このことにより、令和2年4月1日から、**騒音・振動・悪臭それぞれの規制内容が変わり、事務の窓口は、県及び一部の市町から、各市町村に変更されます。**

主な変更点については、以下のとおりです。

変更点【全般】

根拠根拠と窓口

変更前

区分	地域	窓口	根拠法令
騒音、 振動	和歌山市、海南市、橋本市、 有田市、御坊市、田辺市、 新宮市、有田川町、白浜町	各市町	騒音規制法、振動規制法、 県条例 [旧]
	上記以外の地域	県	県条例 [旧]
悪臭	和歌山市、海南市、有田市	各市	悪臭防止法
	上記以外の地域	県	県条例 [旧]



変更後

区分	地域	窓口	根拠法令
騒音、 振動	各市町村	各市町村	騒音規制法、振動規制法、 県条例 [新]
悪臭	各市町村	各市町村	悪臭防止法

○騒音・振動・悪臭の規制については、事務の窓口が各市町村となり、各法律による規制を主として、騒音・振動の一部の規制が県条例で補完される形になります。

変更点【騒音、振動】 < 県条例の規制が適用されてきた事業者の皆様を対象とする内容です >

① 特定施設についての届出

変更前（騒音・振動共通）

届出の種類	根拠法令	内容
設置届出書	県条例 [旧]	特定施設を設置しようとするとき、30日前までに届出 ※追加で施設を設置する際には、その都度
変更届出書	県条例 [旧]	設置届をした後、以下を変更しようとするとき、 ・ 特定施設の種類 ・ 特定施設の構造及び配置 ・ 特定施設の使用の方法 ・ 騒音・振動の防止の方法 30日前までに届出
廃止届出書	県条例 [旧]	特定施設を廃止したとき、30日以内に届出 ※施設が複数ある場合、1つの施設の廃止の都度
承継届出書	県条例 [旧]	特定施設の譲り受けや借り受け、届出者について相続や合併等があった場合、30日以内に届出 ※施設が複数ある場合、1つの施設の承継の都度

※変更のある部分のみ抜粋



変更後

根拠法令の区分は、以下の2通り ※届出の種類や内容は、区分によらず同じ

I：騒音規制法、振動規制法に規定される特定施設を設置する工場、事業場

➢根拠法令：騒音規制法、振動規制法

II：県条例に規定される騒音に係る特定施設（振動に係る特定施設）を設置する工場、事業場 ※騒音規制法（振動規制法）に規定される特定施設の設置がない場合に限る

➢根拠法令：県条例 [新]

届出の種類	根拠法令	内容
設置届出書	I または II	工場、事業場に初めて特定施設を設置しようとするとき、30日前までに届出 ※令和2年4月1日以降、初めて特定施設を設置しようとする場合が該当
使用届出書	I	令和2年4月1日現在、既設の特定施設があるとき、30日以内に届出 ※県条例 [新] にも同様の規定自体はありますが、令和2年4月1日時点で届け出が必要となるような特定施設の追加はありません

変更届出書 (騒音)	I または II	<p>設置届をした後、以下を変更しようとするとき、30日前までに届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の種類ごとの数 ・ 騒音の防止の方法 <p>※ただし、次の場合は届出不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定施設の種類ごとの数」が減少する場合、直近の届出の2倍以内の範囲で増加する場合 ・ 「騒音の防止の方法」の変更により、発生する騒音の大きさが増加しない場合
変更届出書 (振動)	I または II	<p>設置届をした後、以下を変更しようとするとき、30日前までに届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の種類及び能力ごとの数 ・ 振動の防止の方法 ・ 特定施設の使用の方法 <p>※ただし、次の場合は届出不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定施設の種類及び能力ごとの数」が増加しない場合 ・ 「振動の防止の方法」の変更により、発生する振動の大きさが増加しない場合 ・ 「特定施設の使用の方法」の変更であり、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げがない場合
廃止届出書	I または II	工場、事業場に設置されている <u>全ての</u> 特定施設を廃止したとき、30日以内に届出
承継届出書	I または II	工場、事業場に設置されている <u>全ての</u> 特定施設の譲り受けや借り受け、届出者について相続や合併等があった場合、30日以内に届出

※変更のある部分のみ抜粋

○令和2年4月1日現在、騒音規制法や振動規制法に規定される特定施設を現に設置している場合は、それぞれの法律に基づく使用届が必要となります。

＜対象施設の例＞ 金属加工機械である液圧プレス（矯正プレスを除く）、
空気圧縮機（定格出力 7.5kW 以上）など

○県条例 [旧] では届出が必要だった内容でも、騒音規制法、振動規制法、県条例 [新] では届出が不要になる場合があります（県条例 [新] に基づく各届出書の内容は、騒音規制法、振動規制法に基づく各届出書の内容と同じです）。

○騒音規制法に規定される特定施設を設置する（設置している）工場、事業場における、県条例 [新] に規定される騒音に係る特定施設の設置については、県条例 [新] に基づく届出は不要です。

※振動についても、振動規制法、県条例 [新] により同様の取扱いとなります

変更点【騒音、振動】 <県条例の規制が適用されてきた事業者の皆様を対象とする内容です>

②特定施設を設置する工場、事業場の敷地境界で適用される基準

変更前（騒音） ※特定施設から発生する騒音が対象

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～20時	20時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	55	65	55	45

単位：デシベル

第1種区域：第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用区域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域（用途地域の定めのある市町村のうち用途地域以外の地域）

第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域：工業地域及び工業専用地域

第5種区域：各前号に規定する区域以外の区域（用途地域の定めのない市町村の全域）



変更後（騒音） ※特定施設を設置する工場、事業場から発生する騒音が対象

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～20時	20時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域（Ⅰ）	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第2種区域（Ⅱ）	50	60	50	45

単位：デシベル

第1種区域：第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用区域

第2種区域（Ⅰ）：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのある市町村のうち用途地域以外の地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域：工業地域及び工業専用地域

第2種区域（Ⅱ）：用途地域の定めのない市町村の全域

※騒音規制法に基づく市の告示によっては、区域の区分の表現が異なる（区域の内容と基準値は同じ）

○規制対象となる騒音は、特定施設単位の騒音から、工場・事業場単位の騒音に変わり、用途地域の定めのない市町村では、基準値も変更されます。

なお、振動についても、規制対象となる振動が、特定施設単位の振動から、工場・事業場単位の振動に変わります（基準値の変更はありません）。

変更点【振動】 <県条例の規制が適用されてきた事業者の皆様を対象とする内容です>

振動に係る特定施設（圧縮機）*の取扱い ※原動機の定格出力が7.5kW以上

変更前

冷凍機（空調機を含む）は圧縮機に含まれるものとして、特定施設に係る届出が必要。



変更後

冷凍機について、届出は不要となります（圧縮機には含まれない）。

➤県条例〔新〕における圧縮機の取扱いは、振動規制法の取扱いと同じになります

変更点【騒音、振動】 <用途地域の定めのない市町村における建設作業を対象とする内容です>

特定建設作業の届出対象

変更前

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の境界線からおおむね300メートル以内の区域で特定建設作業を行う場合は、実施届が必要。 ➤県条例〔旧〕による



変更後

特定建設作業を行う場合は、区域の状況によらず、全域で実施届が必要となります。 ➤騒音規制法、振動規制法による

変更点【悪臭】

規制基準（数値規準）の適用等

変更前

肥料製造のための原料置場や、塗装のための吹付施設など、特定施設に該当するものを設置する場合は、設置届が必要（特定施設がない事業場は、規制の対象外）。

➤県条例〔旧〕による



変更後

すべての事業場について、特定悪臭物質の濃度等の規制基準が適用され、施設の設置届は不要となります。 > 悪臭防止法による

< 特定悪臭物質の種類と規制基準* >

特定悪臭物質の種類	第1種 区域	第2種 区域	特定悪臭物質の種類	第1種 区域	第2種 区域
アンモニア	2	1	イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
メチルメルカプタン	0.004	0.002	イソブタノール	4	0.9
硫化水素	0.06	0.02	酢酸エチル	7	3
硫化メチル	0.05	0.01	メチルイソブチルケトン	3	1
二硫化メチル	0.03	0.009	トルエン	30	10
トリメチルアミン	0.02	0.005	スチレン	0.8	0.4
アセトアルデヒド	0.1	0.05	キシレン	2	1
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05	プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009	ノルマル酪酸	0.002	0.001
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02	ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009	イソ吉草酸	0.004	0.001

単位：ppm

第1種区域：工業地域及び工業専用地域

第2種区域：第1種区域以外の地域

※上記の表は、事業場の敷地境界線の地表で適用される濃度の基準（1号基準）。

物質の種類と排出形態によっては、1号基準を基礎として、排出口における流量の基準（2号基準）や、排出水の濃度の基準（3号基準）が適用されます。

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2683 FAX:073-441-2689

mail：e0321002@pref.wakayama.lg.jp

Q&A

Q：県条例に基づき、既に騒音・振動に係る特定施設の設置の届出書を提出していますが、新たに届出書が必要なのですか。

A：騒音規制法や振動規制法に基づく特定施設を設置している場合は、届出の根拠が県条例から法律に変更されるため、令和2年4月1日以降も継続して施設を使用するときは、同日以降に法律に基づく届出（使用届）が必要となります。特定施設の種類については、裏面をご参照ください。

Q：騒音規制法、振動規制法に基づく使用届については、どのようなものを提出する必要がありますか。

A：提出時点における現況を示すものとして、以下の書類の提出をお願いします。

- ・法律に基づく届出様式 ⇒ 【騒音規制法】様式第2 【振動規制法】様式第2（第5条関係）
- ・特定施設の配置図
- ・工場、事業場及び付近の見取図
- ・騒音や振動の防止の方法 ⇒【騒音規制法】騒音の防止の方法 【振動規制法】振動の防止の方法
※できる限り図面や表等を利用して別紙に示すこととなっています（届出様式の備考）。
建物の造りや壁等の状況、塀等の囲いの様子、具体的な防音・防振措置を講じている場合のその内容（消音器、防音壁、支持基礎、防振ゴム等）などが分かるものについて、別紙として添付してください。

このほか、提出が可能な場合は、参考資料として、特定施設の構造概要図（カタログ等でも可）や、敷地境界における騒音レベルや振動レベルの値の資料の提出をお願いします。

※これらの参考資料については、設置届や変更届の提出に際しては、添付が必要な書類として取り扱われる場合があります

Q：騒音規制法、振動規制法の使用届を提出したとき、また、悪臭防止法の適用が開始されたとき、別途、県条例に基づいて届出（県条例の手続き上の廃止届）が必要ですか。

A：法律の規制が適用される工場、事業場については、県条例の規制の対象外（届出の対象外）として取り扱われることとなるため、県条例に基づく届出は不要です。

Q：新たに適用される法律の規制基準について、騒音、振動、悪臭を測定し、適合状況を確認する必要がありますか。また、現時点で規制基準に適合させることが難しいと考えられる場合、どうすれば良いですか。

A：測定による確認について、法律に基づく義務規定はありません。また、規制基準については、一般的な遵守義務はありますが、周辺が空地であったり、山や河川に近接していたりするなど、周辺に住民の生活環境の実態がない場合（周辺の生活環境が損なわれていない場合）には、ことさらに規制基準以下におさえる実益はないため、法律に基づく改善勧告や改善命令の対象にはなりません。規制基準に適合しておらず、周辺の生活環境が損なわれる可能性もあるような場合には、生活環境を保全するために必要な対策について、計画的に検討・実施^{*}していただきますようお願いします。

※騒音規制法及び振動規制法による規制の適用開始後3年間は、それぞれの法律に基づく改善勧告や改善命令の適用は猶予されます（3年経過する間に特定施設の変更届を提出した場合で、その届出が受理された日から30日経過した場合を除く）。また、悪臭防止法による規制の適用開始後1年間は、同法に基づく改善命令の適用は猶予されます。

Q：新たに法律の規制が適用されることで、公害防止のための有資格者の配置や選任が必要になるのでしょうか。

A：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、騒音、振動関係では、液圧プレス（呼び加圧能力2941キロニュートン以上）、機械プレス（呼び加圧能力980キロニュートン以上）、鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している事業場においては、公害防止管理者等を選任したうえ、選任した旨の届出が必要になります。なお、公害防止管理者等については、大気や水質、一般粉じん、ダイオキシン類などの関係でも選任が必要な場合があり、届出先は以下のとおりとなっています。

- ・選任が騒音、振動関係のみ：市町村
- ・上記以外（騒音、振動関係に加えて、大気等の関係の選任もある場合）：県（保健所）